MINAGINE NEWS LETTER

ミナジンニュースレター

Vol.14

2021年2月16日発行

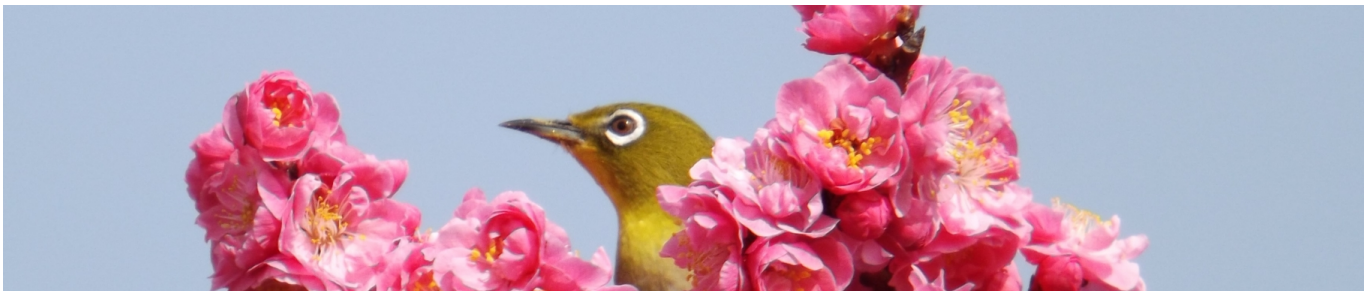

そろそろ次年度の助成金の情報が出てまいりましたので、今回は、2つの助成金について、その概要をお知らせします。こちらは、まだ確定ではありませんので、詳細については追加情報をお待ちください。

不妊治療両立支援コース助成金

社労士法人ミナジン

こちらは、菅内閣の公約の一つである「不妊治療への保険適用」とともに、働きながら不妊治療にあたる社員を支える制度作りをする企業への助成金となります。

新規制度の概要

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対し助成金を支給する。

助成金対象事業主

・不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度※を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主

※不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

- 不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知を行うこと
- 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

② 長期休暇の加算

休暇を 20日以上連続して取得させ、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

支給額

①環境整備、休暇の取得等：28.5 万円

②長期休暇の加算：１人あたり 28.5 万円（一事業主あたり5人まで）

産業雇用安定助成金

社労士法人ミナジン

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、 出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する 「産業雇用安定助成金」を創設します。

助成金対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の 雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）

② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

[その他要件] ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が 認められること ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働 者を交換するなど、玉突き雇用・出向を行っていないことなどの要件があります。

助成金の対象となる出向とは

■対象：
雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を 余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
■前提：
雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

助成額
出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、 出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円／日	

■就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部を助成

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部
住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F
[TEL] 050-5490-1329　[FAX] 03-5244-5534　[Mail] roumu@minagine.co.jp　[Web] https://minagine.co.jp